

令和5年第2回定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

1 議案第6号 三重県文化振興条例案 1

◎ 所管事項説明

1 「令和5年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係） 5
2 「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の骨子案について 6
3 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」の
骨子案について 9
4 「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」の骨子案について 13
5 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（仮称）」の策定について 16
6 三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による使用・購入の状況等
について 18
7 各種審議会等の審議状況について 20

別冊1 令和5年版県政レポート（案）（環境生活部関係抜粋）

令和5年6月23日
環境生活部

1 議案第6号 三重県文化振興条例案

1 制定理由

県では、平成26年11月に「新しいみえの文化振興方針」を策定し、文化・芸術や生涯学習の振興を図るため、市町や文化団体など多様な主体と連携を図りながら文化振興施策を推進してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、コロナ禍による文化活動の停滞など、文化を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

こうした社会環境の変化を踏まえ、三重の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定します。

2 条例の概要

(1) 前文要旨

- ・文化は、創造性を育み、表現力を高めるとともに、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成する礎となるものである。
- ・世代を超えて引き継がれてきた三重の文化は、県民が拠って立つアイデンティティそのものである。
- ・私たちは、今改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みながら、文化の継承、発展、そして新たな文化の創造につなげていかなければならない。
- ・県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、生きがいと心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指し、この条例を制定する。

(2) 目的（第1条）

この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として規定します。

(3) 基本理念（第2条）

以下の9つの基本理念を規定します。

- ① 文化活動を行う者の自主性の尊重（第1項）
- ② 文化活動を行う者の創造性の尊重等（第2項）
- ③ 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備（第3項）
- ④ 郷土に対する誇りと愛着の醸成（第4項）

- ⑤ 三重の多様で特色ある文化の保護と発展（第5項）
- ⑥ 三重の文化の国内外への発信と交流（第6項）
- ⑦ 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携（第7項）
- ⑧ 県民の意見の反映（第8項）
- ⑨ 観光、まちづくり、国際交流等の各分野における施策との有機的な連携（第9項）

（4）県の責務（第3条）

県は、基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することを規定します。

（5）県民、文化団体等、教育機関、事業者の役割（第4～7条）

県民、文化団体等、教育機関、事業者は、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

（6）市町等との連携（第8条）

県は、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町との連携を図るとともに、文化団体等、教育機関、事業者等との連携に努めることを規定します。

（7）基本計画等（第9～11条）

県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、文化の振興等に関する基本的な計画を策定することを規定します。

また、施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、必要な体制を整備することについて規定します。

（8）文化の振興等に関する基本的施策

① 文化の振興（第12～14条）

「芸術の振興」、「芸能の振興」、「生活文化の振興及び国民娯楽の普及」について、必要な施策を講ずることを規定します。

② 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり（第15～20条）

「県民の文化に対する関心及び理解の醸成」、「県民の鑑賞等の機会の充実」、「高齢者、障がい者等の文化活動の充実」、「子どもたちの文化活動の充実」、「文化活動への支援」、「文化施設の充実」について、必要な施策を講ずることを規定します。

③ 文化を育み、継承する人材の育成（第 21～22 条）

「文化の担い手の育成及び確保」、「顕彰」について、必要な施策を講ずることを規定します。

④ 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承（第 23～25 条）

「文化財等の保存、活用及び継承」、「伝統芸能等の継承及び発展」、「伝統工芸の継承及び発展」について、必要な施策を講ずることを規定します。

⑤ 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信（第 26～29 条）

「文化を生かした地域の活性化」、「文化と観光等との連携」、「歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成」、「三重の文化の魅力の発信と交流の推進」について、必要な施策を講ずることを規定します。

（9）三重県文化審議会（第 30～36 条）

文化の振興等に関する基本計画の策定及び変更、文化振興等に関する重要事項を調査、審議するため、三重県文化審議会の設置等について規定します。

なお、本条例の制定に伴い、現行の三重県文化審議会条例(三重県条例第 33 号)は廃止し、審議会の設置根拠を本条例に規定します。

3 施行日

公布の日から施行

4 今後の主な取組

条例の目的や基本理念の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県文化振興計画(仮称)」の策定に取り組みます。

三重県文化振興条例案 概要

三重県文化振興条例案 構成

前文

第1章 総則

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興

第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

第3節 文化を育み、継承する人材の育成

第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

第3章 三重県文化審議会

第1章 総則

目的 (第1条)	一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする
基本理念 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> • 文化活動を行う者の自主性の尊重 (第1項) • 文化活動を行う者の創造性の尊重等 (第2項) • 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 (第3項) • 郷土に対する誇りと愛着の醸成 (第4項) • 三重の多様で特色ある文化の保護と発展 (第5項) • 三重の文化の国内外への発信と交流 (第6項) • 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携 (第7項) • 県民の意見の反映 (第8項) • 観光、まちづくり、国際交流等の各分野における施策との有機的な連携 (第9項)
県の責務 (第3条)	県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する
県民の役割 (第4条) 文化団体等の役割 (第5条) 教育機関の役割 (第6条) 事業者の役割 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> • 県民は、文化についての関心と理解を深め、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める • 文化団体等は、文化活動の充実を図り、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める • 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の文化にふれ親しむ機会の創出に努める (第1項) また、高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める (第2項) • 事業者は、文化についての関心と理解を深め、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める

第1章 総則(続き)

市町等との連携 (第8条)	市町との連携 (第1項)、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携 (第2項) について規定
基本計画等 (第9～11条)	基本計画、財政上の措置、推進体制の整備について規定

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> • 芸術の振興 (第12条) • 芸能の振興 (第13条) • 生活文化の振興及び国民娯楽の普及 (第14条)
第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 県民の文化に対する関心及び理解の醸成 (第15条) • 県民の鑑賞等の機会の充実 (第16条) • 高齢者、障がい者等の文化活動の充実 (第17条) • 子どもたちの文化活動の充実 (第18条) • 文化活動への支援 (第19条) • 文化施設の充実 (第20条)
第3節 文化を育み、継承する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 文化の担い手の育成及び確保 (第21条) • 顕彰 (第22条)
第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	<ul style="list-style-type: none"> • 文化財等の保存、活用及び継承 (第23条) • 伝統芸能等の継承及び発展 (第24条) • 伝統工芸の継承及び発展 (第25条)
第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> • 文化を生かした地域の活性化 (第26条) • 文化と観光等との連携 (第27条) • 歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成 (第28条) • 三重の文化の魅力の発信と交流の推進 (第29条)

第3章 三重県文化審議会

三重県文化審議会 (第30～36条)	三重県文化審議会の設置、所掌事項、委員、専門委員、会長等、会議、委任について規定
--------------------	--

1 「令和5年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係）

「みえ元気プラン（令和4年度～令和8年度）」における令和4年度の主な取組や、令和5年度以降の対応等を記載した「令和5年版県政レポート（案）」について、環境生活部の主担当施策を抜粋し、**別冊1**にまとめています。

環境生活部においては、次表のとおり、9施策を所管しており、令和4年度の各施策の進捗状況について、KPIの達成状況や基本事業の取組状況等をふまえ、「A（順調）」（施策4-1、12-3、16-1）、「B（おおむね順調）」（施策3-2、3-3、4-2、4-4、12-1、12-2）と総合評価しています。

表 環境生活部の主担当施策一覧

みえ元気プラン		
施策名	総合評価	別冊頁
3-2 交通安全対策の推進	B	13
3-3 消費生活の安全確保	B	17
4-1 脱炭素社会の実現	A	19
4-2 循環型社会の構築	B	23
4-4 生活環境の保全	B	27
12-1 人権が尊重される社会づくり	B	31
12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	B	35
12-3 多文化共生の推進	A	39
16-1 文化と生涯学習の振興	A	41

2 「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の骨子案について

1 三重県人権施策基本方針の改定の趣旨

令和4年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「条例」という。）が施行されたことを受けて、人権施策の総合的な推進を図る指針である「三重県人権施策基本方針」の改定作業を令和4年度から進めており、あわせて、中期計画である「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」についても改定します。

2 基本方針改定の主な考え方

基本方針の改定にあたり、これまでの第二次改定以降（平成27年12月）に新たに顕在化した人権課題や令和4年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の調査結果をふまえるとともに、三重県人権施策審議会における意見等を反映し、次のとおり改定していくこととします。

（1）条例への対応

- 条例に規定された7つの基本理念と2つの禁止規定を「基本理念」とします。
- 条例に規定する「県の責務」「県民の責務」「事業者の責務」をふまえ、県が取り組むべきこと、県民、事業者が取り組むべきこととあわせて、県民一人ひとり、企業、住民団体・NPO等の団体との協働によって人権尊重のまちづくりを進めることを「基本姿勢」とします。
- 条例で新たに規定された紛争解決体制について明記します。

（2）社会状況の変化等への対応

- 性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合う社会の推進のため「性的指向・性自認」を施策として新たに項立てします。
- 「ひきこもり」は、誰にでも起こりうるものであり、全ての世代に関わる社会課題となっており、誤解や偏見も根強いことから、新たに項立てします。
- いじめに加え、「ヤングケアラー」についても、課題別施策「子ども」に記載します。

3 骨子案

別紙のとおり

4 今後の方針

三重県人権施策審議会の意見、パブリックコメント等での意見をふまえ、三重県人権施策基本方針及び行動プランの今年度中の改定をめざします。

- | | |
|--------|---|
| 令和5年8月 | 第2回三重県人権施策審議会 |
| 10月 | 常任委員会（基本方針中間案・行動プラン骨子案）
パブリックコメント（基本方針中間案） |
| 11月 | 第3回三重県人権施策審議会 |
| 12月 | 常任委員会（行動プラン中間案）
パブリックコメント（行動プラン中間案） |
| 令和6年1月 | 第4回三重県人権施策審議会 |
| 2月 | 定例会会議（基本方針最終案を提出） |
| 3月 | 常任委員会（基本方針最終案・行動プラン最終案） |

別紙 三重県人権施策基本方針（第三次改定）骨子案

現行方針（平成27年12月改定）	改定方針（案）
<p>第1章 基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針改定の経緯 2 めざす社会 3 基本理念 	<p>第1章 基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針改定の経緯 2 めざす社会 3 基本理念 4 人権尊重のための基本姿勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割 (2) 県民、事業者等と協働したまちづくり
<p>第2章 人権施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策 人権が尊重されるまちづくり 2 人権意識の高揚のための施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権啓発の推進 (2) 人権教育の推進 3 人権擁護と救済のための施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談体制の充実 (2) さまざまな人権侵害への対応 4 人権課題のための施策 <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題 ・子ども ・女性 ・障がい者 ・高齢者 ・外国人 ・患者等 ・犯罪被害者等 ・インターネットによる人権侵害 ・さまざまな人権課題 (アイヌの人びと、 刑を終えた人・保護観察中の人等、 災害と人権、 性的マイノリティの人びと、 貧困等に係る人権課題、 ホームレス、 北朝鮮当局による拉致問題等 等) 	<p>第2章 人権施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権啓発及び人権教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権啓発 (2) 人権教育 2 不当な差別その他の人権問題を解消するための施策の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談体制の充実 (2) 紛争解決に向けた取組の充実 3 課題別施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別（同和問題） ・子ども ・女性 ・障がい者 ・高齢者 ・外国人 ・患者等 ・犯罪被害者等 ・インターネットによる人権侵害 ・性的指向・性自認 ・ひきこもり ・あらゆる人権課題の解消に向けて (アイヌの人びと、 刑を終えて出所した人等、 災害と人権、 貧困等に係る人権課題、 北朝鮮当局による拉致問題等 等)
<p>第3章 人権施策の推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重の視点に立った行政の推進 2 人権施策の推進体制と仕組み 	<p>第3章 人権施策の推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重の視点に立った行政の推進 2 人権施策の推進体制と仕組み

【参考】差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（抜粋）

（基本理念）

第三条 不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）及び県民、事業者等が行う人権尊重に関する活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 社会のあらゆる分野において人権が尊重されること。
- 二 対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること。
- 三 不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。
- 四 人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること。
- 五 人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進すること。
- 六 人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと。
- 七 不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること。

第四条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

- 2 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為をしてはならない。

3 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」の骨子案について

1 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第2弾）」の改定の趣旨

県では、令和2年に策定した個別計画である「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第2弾）」（以下「プログラム」という。）に基づき、犯罪・交通事故等をなくすための取組を総合的かつ横断的に推進してきました。

プログラムの計画期間が令和5年度をもって終了することから、今年度改定します。

2 プログラムの改定の基本的な考え方

安全安心なまちづくりを取り巻く基本的な状況は大きく変化していないことから、「めざす姿」及び「基本方針」、「重点テーマ」の理念は次期プログラムでも継続します。

一方で、取組の進捗を測る活動指標や個別の取組内容については、プログラムに基づく取組の中で見えてきた課題や目標の達成状況、県民意識の変化、市町等関係機関の意見等を反映して、改定します。

なお、改定にあたっては、特殊詐欺による被害が件数・金額ともに増加傾向にあることや、飲酒運転による人身事故が前年と比べ大きく上回ったこと等、直近の犯罪情勢・交通安全情勢をふまえ、時勢に応じたプログラムの内容とします。

3 プログラムの成果と課題

(1) 成果

ア 地域の防犯力向上

地域の防犯活動等をけん引する意志のある方を安全安心まちづくり地域リーダーとして、新たに42名養成し、地域の防犯力向上につなげました。

（令和元年リーダー数60名⇒令和4年リーダー数102名）

イ 市町の課題に対する支援

多くの市町が抱えている「住民等との意見交換が図られていない」という課題に着目し、各市町が効率的かつ効果的に、「住民等との意見交換の場」の設置等を検討できるよう、開催手順や関係資料等を取りまとめたフレームワーク（支援ツール）を作成しました。

ウ 関係機関との連携強化

県での安全安心まちづくりの主軸となる「警察本部（生活安全企画課）」及び「県教育委員会（生徒指導課）」との連携を強化し、より効果的な取組ができるよう、3分野によるワーキンググループ（以下「WG」という。）を立ち上げました。このWGをきっかけに、「安全安心まちづくりフォーラム（県警）」、「スクールガード・リーダー育成講習会（県教委）」といったイベントの共催が実現し、運営の効率化及び参加者の利便性向上につながりました。

エ 持続可能な防犯活動のための環境整備

防犯活動の課題である「高齢化」や「担い手不足」に対応するため、地域に密着した事業者が積極的に防犯活動へ参画いただける仕組みとして、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」(令和5年6月～)を構築し、「事業者」が防犯活動に参画しやすくなるような環境整備を行いました。

(2) 課題

ア 犯罪・交通事故に巻き込まれないための意識づくり

「闇バイト強盗」をはじめとする突発的な凶悪事件の頻発や、高齢者が一人にいるときに被害に遭いやすい特殊詐欺被害の増加、死亡事故に直結する飲酒運転が増加傾向にあるなどの状況をふまえ、「自分の身は自分で守る」という防犯・交通安全に対する県民への意識づくりが必要です。

イ 持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくり

高齢化に伴い多くの地域で課題となっている防犯・交通安全活動の担い手や後継者の確保に対応するため、これまで連携が進んでいなかった事業者をはじめとする「現役世代」の参画を促進し、持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりが必要です。

ウ 子ども・女性・高齢者が地域から守られていると感じられる環境づくり

刑法犯認知件数等は長期的に減少傾向にあるものの、令和4年度に実施したアンケート(e-モニター)では、3年前と比較して治安が「悪くなったと思う人(14.0%)」の割合が、「良くなったと思う人(9.8%)」よりも高い結果となるなど、犯罪等に対する県民の不安は依然解消されていません。

また、「居住する地域内で〈子ども・女性・高齢者〉が犯罪被害から守られている」と感じる人の割合も、令和元年度からそれぞれ減少していることから、特に犯罪に巻き込まれやすい子ども・女性・高齢者が犯罪被害から守られていると感じられる環境づくりが必要です。

4 改定に盛り込む主な視点

特殊詐欺による被害が件数・金額ともに増加傾向にあることや、令和4年の飲酒運転による人身事故件数が令和3年と比べて大きく上回ったことなど、直近の犯罪情勢・交通事故情勢をふまえ、以下の視点を改定に盛り込みます。

- (1) 「自分の身は自分で守る」といったような防犯・交通安全に対する県民への意識づくりをめざします。

(2) 地域での防犯活動は、安全で安心なまちづくりにおいて大きな役割を持っていますが、防犯ボランティア団体等は、「高齢化」や「担い手不足」といった課題を抱えていることから、地域の持続可能な防犯・交通安全活動が実現する地域づくりをめざします。

(3) 刑法犯認知件数は長期的に見れば減少傾向にありますが、県民の命を脅かす犯罪・交通事故は依然として発生しており、県民の犯罪等への不安は解消されていないことから、特に子どもや女性、高齢者が安心して暮らせる環境づくりをめざします。

5 骨子案

別紙のとおり

6 計画期間

他の関係計画（犯罪被害者等支援推進計画）と終期を合わせるかたちで、3カ年（令和6年度～令和8年度）を考えています。

7 今後のスケジュール

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議や市町担当者会議、庁内連絡会議、パブリックコメントでの意見をふまえ、今年度中の改定をめざします。

令和5年	10月	市町等への意見照会（中間案）
	11月	犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議（中間案）
	12月	常任委員会（中間案）
		パブリックコメント（12月中旬～1月中旬）
令和6年	1月	市町等への意見照会（最終案）
	2月	犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議（最終案）
	3月	常任委員会（最終案）

アクションプログラム(第3弾)骨子案

別紙

【めざす姿】

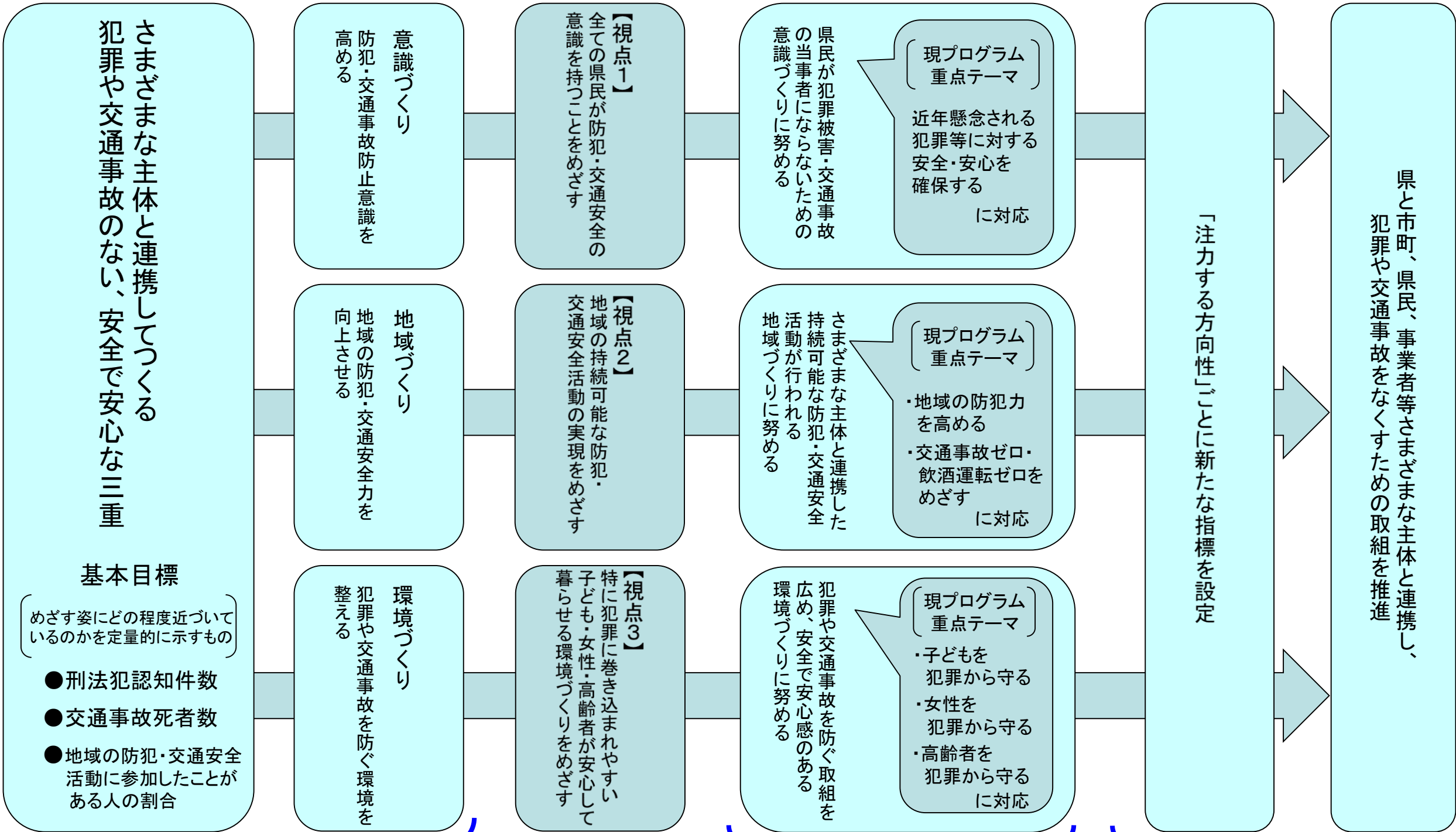
【基本方針】

【改定に盛り込む主な視点】

【注力する方向性】

【活動指標】

【具体的な取組】



- 基本目標**
- (めざす姿にどの程度近づいているのかを定量的に示すもの)
- 刑法犯認知件数
 - 交通事故死者数
 - 地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合

現プログラムから継続

現プログラムの項目を整理
(現プログラム重点テーマとの対応を示す)

現プログラムの課題や
犯罪情勢等をふまえ見直しを図る

4 「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」の骨子案について

1 三重県犯罪被害者等支援推進計画の改定の趣旨

県では、平成31年3月に「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、令和元年12月には条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る計画として「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第一期：令和2年度～令和5年度）」（以下「推進計画」という。）を策定し、犯罪被害者やそのご家族（以下「犯罪被害者等」という。）の心情に寄り添った切れ目のない支援、県民理解の促進等に取り組んできました。

最終年度となる今年度は推進計画を「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」として改定します。

2 推進計画改定の基本的な考え方

推進計画の改定にあたり、推進計画に基づく取組成果と課題を検証し、残された課題、犯罪被害者等を取り巻く環境・社会情勢の変化、顕在化している新たな課題への対応をふまえ、支援に関わる市町や関係団体、三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会における意見等を反映して改定します。

3 推進計画の成果と課題

<成果>

(1) 犯罪被害者等見舞金の早期給付

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者遺族や重傷病を負った若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者への見舞金給付制度を運用し、速やかな給付を行いました。

(2) 性犯罪被害に対する相談体制の強化

県が運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」（以下「よりこ」という。）について、SNS相談の実施、国と連携した24時間365日の相談体制の構築、相談員の増員等、性犯罪被害に対する相談体制を強化しました。

(3) 一時的な居住確保の体制づくり

「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」と「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」を結び、一時的に転居が必要となった際の安全な居住先の確保と、仲介手数料の免除による経済的負担の軽減を図りました。

<課題>

(1) 総合的な支援体制の強化

県では、各種会議や研修会を通じて関係機関の顔の見える関係づくりに取り組んできましたが、市町により支援体制もさまざま、その対応力にも差が生じていることから、支援従事者の対応力向上や関係機関のさらなる連携強化が必要です。

また市町の支援内容に地域による不均衡が生じていること、犯罪被害者等への中長期ケアの需要が高まっていることから、支援内容の充実を図る必要があります。

- (2) 県民理解のさらなる促進のための広報啓発活動の強化
 みえ犯罪被害者総合支援センターの認知度（10.9%）や「よりこ」の認知度（17.2%）はいまだに低く、県民の犯罪被害者等への理解が十分とはいえません。
- (3) 性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発のさらなる強化
 相談ニーズが高まっている中、「よりこ」への相談件数は年々増加していますが、認知度は低いことから、被害者の潜在化を防ぐための広報活動のさらなる強化が必要です。
 また、被害者は年齢・性別・状態もさまざまであるため、あらゆる相談者に対応できるよう、精神科を含めた連携協力病院の拡充や支援内容を充実させるなど、支援体制のさらなる強化が必要です。

4 改定に盛り込む視点

支援従事者の経験の不足や市町による支援内容の不均衡などの課題をふまえ、以下の視点を改定に盛り込みます。

- (1) 支援従事者の対応力向上や関係機関との連携強化、市町の支援内容の充実に向けて働きかけを行うなど、総合的な支援体制の強化を図ります。
- (2) 社会全体で犯罪被害者等を支える「ひとりじゃないと思える三重」の実現に向けて、SNS等さまざまな媒体を活用して広報啓発活動を強化し、県民の理解の促進に努めます。
- (3) 性犯罪・性暴力については、あらゆる相談者への対応や、被害者を潜在化させないように、支援体制・広報啓発の強化を行います。

5 計画期間

他の関係計画（安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム）と終期を合わせるかたちで、3カ年（令和6年度～令和8年度）を考えています。

6 骨子案

別紙のとおり

7 今後のスケジュール

三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会、各種会議（市町担当者会議、庁内連絡会議）、パブリックコメントでの意見をふまえ、今年度中の改定をめざします。

令和5年	10月	市町等への意見照会（中間案）
	11月	犯罪被害者等支援施策推進協議会（中間案）
	12月	常任委員会（中間案）
		パブリックコメント（12月中旬～1月中旬）
令和6年	1月	市町等への意見照会（最終案）
	2月	犯罪被害者等支援施策推進協議会（最終案）
	3月	常任委員会（最終案）

別紙

- 第2章に県民意識の変化や、県・市町の取組を記載します。
- 第3章を「基本理念」「基本方針」として整理します。
- 第4章【施策の柱2】(2)の記載を、「犯罪被害者等への理解の促進」から、より伝わりやすい「犯罪被害者等に対する理解の促進」に変更します。

現計画（第一期）	新計画（第二期）（案）
<p>第1章 計画の策定について</p> <p>1 策定の経緯・趣旨</p> <p>（1）はじめに</p> <p>（2）国の動き</p> <p>（3）本県の動き</p> <p>2 計画の性格</p> <p>3 計画の期間</p>	<p>第1章 計画の改定について</p> <p>1 計画改定の経緯・趣旨</p> <p>2 計画の性格</p> <p>3 計画期間</p>
<p>第2章 犯罪被害者等の現状等について</p> <p>1 県内における犯罪の現状</p> <p>2 犯罪被害者等の置かれている状況</p> <p>3 三重県における犯罪被害者等の実態等に関する調査結果</p>	<p>第2章 犯罪被害者等の現状等について</p> <p>1 県内における犯罪等の状況</p> <p>2 犯罪被害者等の置かれている状況</p> <p>3 三重県における犯罪被害者等の実態等に関する調査結果</p> <p>4 犯罪被害者等に対する県民意識</p> <p>5 県・市町における犯罪被害者等支援の取組</p>
<p>第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針について</p>	<p>第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針について</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 基本方針</p>
<p>第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的施策について</p> <p>1 特に注力して取り組む必要のある施策</p> <p>2 具体的施策の体系</p> <p>3 具体的施策</p> <p>【施策の柱1】</p> <p>犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援</p> <p>（1）相談及び情報の提供</p> <p>（2）被害の早期回復・軽減のための支援</p> <p>（3）生活再建に対する支援</p> <p>【施策の柱2】</p> <p>犯罪被害者等を支える社会の形成の促進</p> <p>（1）総合的な支援体制の整備</p> <p>（2）犯罪被害者等への理解の促進</p> <p>4 進捗管理</p> <p>（1）進捗管理</p> <p>（2）数値目標</p>	<p>第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策について</p> <p>1 特に注力して取り組む必要のある施策</p> <p>2 具体的施策の体系</p> <p>3 具体的施策</p> <p>【施策の柱1】</p> <p>犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援</p> <p>（1）相談及び情報の提供</p> <p>（2）被害の早期回復・軽減のための支援</p> <p>（3）生活再建に対する支援</p> <p>【施策の柱2】</p> <p>犯罪被害者等を支える社会の形成の促進</p> <p>（1）総合的な支援体制の整備</p> <p>（2）犯罪被害者等に対する理解の促進</p> <p>4 進捗管理</p> <p>（1）進捗管理</p> <p>（2）数値目標</p>
<p>第5章 資料</p>	<p>第5章 資料</p>

5 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（仮称）」の策定について

1 背景

本県では、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海洋ごみの回収処理や発生抑制対策の取組を行っています。海洋ごみの中には、県外から流出したものが含まれており、海洋ごみ対策を更に強力に推進していくためには、流域圏で連携して取り組むことが重要です。



海岸に漂着したプラスチックごみ

この考えのもと、伊勢湾流域圏の岐阜県、愛知県、三重県（以下「三県」という。）は、令和2年度から、海岸漂着物処理推進法第14条に基づく地域計画について、共同して策定する「広域的な地域計画」の必要性を協議し、計画の策定に向けた検討を進めています。

2 広域的な地域計画の概要（案）

（1）目的

三県の連携協力により、発生抑制対策をはじめとする海洋ごみ対策を伊勢湾流域圏で推進し、伊勢湾の良好な景観や海洋環境の保全を図ることを目的とします。

（2）共通理念

三県、県民、民間団体、事業者、市町村及び海岸管理者等の伊勢湾流域圏の多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって海洋ごみ対策を実施します。



計画のイメージ図

（3）取組の基本方針

- 調査・研究による実態把握の推進
- 効果的な発生抑制対策の推進
- 多様な主体間の連携の確保

3 今後のスケジュール（案）

令和5年8月	三県の海岸漂着物対策推進協議会（中間案）
10月	常任委員会（中間案）
11月	パブリックコメント
令和6年1月	三県の海岸漂着物対策推進協議会（最終案）
3月	常任委員会（最終案）、計画策定、公表

4 参考

海岸漂着物処理推進法[※]（抜粋）

第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下「地域計画」という。）を作成するものとする。

2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

3～7 （略）

※ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）

6 三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による使用・購入の状況等について

1 三重県リサイクル製品認定制度の概要

(1) 三重県リサイクル製品利用推進条例

「三重県リサイクル製品利用推進条例」(以下「条例」という。)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年3月に議員提案により制定されました。条例の規定により、県は毎年度、認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表することとしています。

(2) 認定基準

認定基準として、①県内で生産・加工されていること、②再生資源等の県内発生割合が50%以上であること、③環境の保全に関する法令が遵守されていること、④製品の品質及び安全性に関する基準に適合することを条例に規定し、認定基準への適合状況を現地調査や認定審査会等において審査します。

品質及び安全性の管理については、生産者の義務とし、毎年1回、認定基準適合状況報告書の提出がなされており、また、県が行う立入検査や調査分析等により、認定基準への適合状況等を定期的に確認しています。

(3) 利用の推進

県の行う工事または物品の調達において、県自ら認定リサイクル製品を優先的に使用・購入することとしており、また、広報・啓発を行うことで、県民、事業者、市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ることとしています。

2 令和4年度の実績

(1) 認定

令和4年度は2製品減少(新規認定：3製品、有効期間満了等：5製品)し、令和5年3月末現在の認定リサイクル製品数は66製品となりました。(表1)

表1 リサイクル製品認定状況(各年度末現在) (単位：製品)

年度	用途区分	建設資材 (改良土、コンクリート二次製品等)	環境資材 (工事用看板等)	物品 (防球ネット)	農業資材 (肥料)	合計 ()内は認定生産者数
	令和4年度		61	2	2	1
令和3年度		62	3	2	1	68 (37)
令和2年度		63	3	2	1	69 (39)
令和元年度		60	3	2	1	66 (39)
平成30年度		61	3	2	1	67 (40)

(2) 品質及び安全性の確認

新規または更新認定時に 12 製品、認定基準適合状況報告書により 54 製品に対して、品質及び安全性の確認を行いました。また、認定生産者 21 者 35 製品に対して立入検査を実施し、サンプルを収去・分析したところ、全ての製品で安全性が確保されていることが確認できました。

(3) 県による使用・購入の状況

令和4年度の使用・購入実績は約5億円でした。(表2)

なお、令和2、3年度の使用・購入実績の増加は、河川改修事業(堤防強化)等に伴うコンクリート二次製品の使用量増加によるものです。

表2 県による使用・購入実績 (単位:千円)

年度	用途区分	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合計
		(改良土、コンクリート二次製品等)	(工用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和4年度		489,266	2,496	0	0	491,762
令和3年度		1,031,711	836	0	0	1,032,547
令和2年度		1,143,213	430	332	0	1,143,975
令和元年度		612,169	621	0	0	612,790
平成30年度		625,301	735	228	0	626,264

(4) 使用・購入の推進及び技術支援の実施

県内事業者・市町等への製品パンフレットの配布及び県ホームページへの掲載等により認定リサイクル製品のPRを行うほか、県公共工事の特記仕様書に優先調達を記載するとともに、発注する地域機関等を対象とした研修会で認定リサイクル製品の使用・購入について働きかけを行いました。

また、県工業研究所及び保健環境研究所が、認定リサイクル製品等の開発に関する技術支援を2事業者に対して行いました。

3 今後の対応

リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格に審査を行っていくとともに、認定済のリサイクル製品についても立入検査を実施するなど、引き続き、品質及び安全性を確認していきます。

また、県のほか事業者・市町等に対しても認定リサイクル製品の優先的な使用・購入を働きかけるとともに、県工業研究所及び保健環境研究所による認定リサイクル製品等の開発に関する技術支援を行っていきます。さらに、認定製品数の増加や品目拡大を進めるため、事業者のニーズを把握し、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金の活用による財政支援にも取り組んでいきます。

7 各種審議会等の審議状況について

(令和5年2月15日～令和5年5月31日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和5年3月13日
3 委員	会 長 岩崎 恭典 副会長 上田 和久 坂倉 健二 委 員 植地 基方 他21名
4 諮問事項	「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について
5 調査審議結果	「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定（最終案）について審議が行われ、了承された。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和5年3月29日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 二井 睦 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	各種学校の設置計画等について報告し、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和5年8月頃（予定）

3 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	令和5年2月17日
3 委員	会 長 豊田 長康 副会長 千種 清美 委 員 岩間 弘 他12名
4 諮問事項	「三重県文化振興条例（仮称）」の制定について
5 調査審議結果	「三重県文化振興条例（仮称）」の最終案について審議が行われ、了承された。
6 備考	次回開催予定：令和5年7月頃（予定）

4 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和5年3月7日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営、博物館活動の今後の取組について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和5年7月頃（予定）

5 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和5年3月12日
3 委員	会 長 吉田 俊英 副会長 杉本 竜 委 員 石原 真伊 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和4年度の事業進捗状況の報告及び令和5年度の事業計画等について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和5年7月頃（予定）

6 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和5年3月16日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和4年度の実施状況及び令和5年度の実施について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和5年10月頃（予定）

7 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和5年4月27日
3 委員	会長 田中 亜紀子 会長代理 松井 睦夫 小林 慶太郎 他20名
4 諮問事項	「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」について
5 調査審議結果	「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」骨子案について審議が行われ、了承された。
6 備考	次回開催日： 令和5年8月頃（予定）

8 三重県差別解消調整委員会

1 審議会等の名称	三重県差別解消調整委員会
2 開催年月日	令和5年5月8日
3 委員	委員長 田中 亜紀子 委員 田島 正弘 松井 真理子 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「調査審議」の方法について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日： 未定

9 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和5年2月20日
3 委員	会長 三田 泰雅 副会長 大平 肇子 委員 小川 眞里子 他18名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の実施状況について、令和4年度中間評価案の審議が行われ、了承された。
6 備考	次回開催日： 未定

10 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会小委員会
2 開催年月日	令和5年4月27日（現地調査、小委員会）
3 委員	小委員会委員長 金子 聡 他7名
4 諮問事項	松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、現地調査と審議が行われた。
6 備考	令和5年6月13日に答申

11 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	令和5年2月27日（書面開催）
3 委員	部会長 大野 研 他4名
4 諮問事項	温泉法に基づく動力装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく温泉動力装置許可申請について審議が行われ、許可が適当であると決議された。
6 備考	次回開催日： 未定